

いかるがホール観光案内コーナー展示に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、いかるがホール観光案内コーナー（以下「展示コーナー」という。）において芸術作品を展示することにより、地域住民の文化・芸術への参加、鑑賞の機会を与えると共に展示コーナーの充実した活用を図るため、展示コーナーにおける作品の展示に関して必要な事項を定めるものとする。

(展示物の種類)

第2条 展示コーナーに出展できる作品は、洋画、日本画、写真、書等で別表に定める基準、規格に合致し、天井からの吊り下げが可能なものとする。

(展示資格)

第3条 公益財団法人斑鳩町文化振興財団（以下「財団」という。）あるいは財団が許可した者で団体、個人を問わない。

2 個人又は、団体において5点以上の作品展示が可能な者。

(展示期間)

第4条 展示期間は10日間とする。ただし、財団が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 展示期間は、その準備、撤去の日を含むものとする。

(展示の許可の申込)

第5条 展示コーナーに展示しようとする者は、あらかじめ財団と協議のうえ展示コーナー使用許可申込書を提出しなければならない。

(展示物の管理運営義務)

第6条 展示物の管理責任は、展示者が負う者とし、展示物に破損、損傷、盗難が生じた場合には財団は、一切の責を負わないものとする。

2 次の各号に掲げる事項を、展示者が主体となって行うものとする。

- (1) 展示物の搬入、展示及び展示終了後の撤去、搬出。
- (2) 必要に応じて展示期間中の展示物管理者を置く。
- (3) 展示物には、特に限定はしないが、展示主旨を明記したものを掲示する。

(展示経費)

第7条 展示コーナーの使用、吊り金具、照明備品は財団が無料提供するが、展示に係るその他の経費は、展示者の負担とする。

(その他)

第8条 以上定めのない事項が生じた場合は、財団と展示者と相互に協議し処置する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年要綱第1号)

この要綱は、平成14年2月1日以降の受付から適用し、平成14年1月31日までに受付したものは、改正前のものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日以降の受付から適用し、平成15年3月31日迄に受付したものは、改正前のものとする。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年6月2日法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月11日から施行する。

表観光案内コーナー展示基準・規格等

【展示スペース】

いかるがホールの東入り口から町民ロビーに通じる廊下部分に位置する壁面を利用した展示スペースとする。

展示壁面延長 : 幅 20m 高さ 2.46m

照明器具数 : 15灯程度

【展示額の貸与】

財団の所有する展示用額を無料貸与する。

額の規格 55.0cm×73.0cm

【照明器具の貸与】

財団の所有する展示用脱着式照明器具を無料貸与する。

照明器具の規格 配線ダクト用スポットライト 100V 100W

受付第 号
令和 年 月 日

いかるがホール観光案内コーナー使用許可申込書

公益財団法人 斑鳩町文化振興財団 様

申請者 住所 _____

団体名 _____

氏名又は代表者名 _____

(電話 - -)

使用目的・内容 ○展示物の種類 (洋画・日本画・水墨画・写真・書・押し絵・切り絵・ その他 ()) ○内 容 ○展示作品数 点 ○額の貸出 要 ・ 不要
使用希望日 自 : 令和 年 月 日 (曜日) 至 : 令和 年 月 日 (曜日) [日間]
許可条件 1. 展示物の管理責任は、展示者が負うものとし、展示物に破損、損傷、盗難が生じた場合には、財団は一切の責任を負いません。 2. 展示物の搬入、展示及び展示終了後の撤去・搬出については、展示者が主体となって行ってください。 3. 必要に応じて展示期間中の展示管理者を置いてください。 4. 展示物には、特に限定はしませんが、展示主旨を明記したものを掲示してください。 5. 展示コーナーの使用、吊り金具、照明備品は財団が無償提供しますが、展示に係るその他の経費は、展示者の負担とします。

*キャプション (作品のタイトル等) の作成が必要な場合には、展示の1週間前までに事務局に申し出てください。

許可番号	号
令和 年 月 日	